

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第6次追加対策

北海道 1/27～2/20 「まん延防止等重点措置」の実施区域に指定
旭川市 1/27～2/20 北海道によるまん延防止等重点措置において「措置区域」に指定（全道域）

旭川市の現状 ●新規感染者数が急増 ●複数のクラスター発生
●デルタ株からオミクロン株への急速な置き換わり

営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等への支援金を追加

令和3年度専決第5号・補正予算規模 26.7億円（一般財源 0億円）〔地方創生臨時交付金対象（協力要請推進枠） 21.5億円〕

<経済対策（事業者）>

補正額 26億7千万円（一般 0千万円）〔地方創生臨時交付金（協力要請推進枠） 21億5千万円〕

北海道によるまん延防止等重点措置の措置区域として、旭川市内の飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

要請内容 【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】

・①か②のどちらかを選択

① 営業時間は5時から21時まで（酒類提供は11時から20時まで）

② 営業時間は5時から20時まで（酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない）

【上記以外の飲食店等】

・営業時間は5時から20時まで（酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない）

※ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内

要請期間 1月27日（遅くとも29日）～2月20日

(1) 飲食店等への営業時間短縮等の要請に伴う支援金の支給

【補正額】 26億7千万円（一般 0千万円）

* 支援金の対象店舗 営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等

* 支援金の額 中小企業・個人事業者 【認証店】 ① 1店舗1日当たり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円
② 1店舗1日当たり売上高に応じて 3万円～10万円
【認証店以外】 1店舗1日当たり売上高に応じて 3万円～10万円

大企業 1店舗1日当たり売上高の減少額に応じて 最大 20万円

※ なお、要件を満たす事業者に対しては、要請期間の終了を待たずに受付を開始（受付期間は2月4日～2月14日）し、早期給付（1店舗当たり2.5万円×14日間分＝35万円）を実施。

後日受付を開始する本申請において、総支給額と早期給付分との差額を追加支給。